

## 議 案 目 録

平成31年(2019年)3月18日

番 号	件 名
議案第 54 号	平成30年度(2018年度)彦根市一般会計補正予算(第9号)
議案第 55 号	平成30年度(2018年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 56 号	平成30年度(2018年度)彦根市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 57 号	平成30年度(2018年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 58 号	平成30年度(2018年度)彦根市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第 59 号	平成30年度(2018年度)彦根市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 60 号	平成30年度(2018年度)彦根市病院事業会計補正予算(第3号)
議案第 61 号	平成30年度(2018年度)彦根市水道事業会計補正予算(第2号)
報告第 3 号	和解をすることについて
報告第 4 号	損害賠償の額の決定について



報告第 3 号

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

平成 31 年(2019 年)3 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 2 号

和解をすることについて

和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 31 年(2019 年)2 月 21 日

彦根市長 大久保 貴

1 事件名

大阪高等裁判所 平成 30 年(ネ)第 2297 号 損害賠償請求控訴事件

2 和解の当事者

(1) 上記 1 の控訴人(亡〇〇〇訴訟承継人)

ア 控訴人 1

(ア) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(イ) 氏 名 〇 〇 〇 〇

イ 控訴人 2

(ア) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(イ) 氏 名 〇 〇 〇 〇

ウ 控訴人 3

(ア) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(イ) 氏 名 〇 〇 〇〇〇

エ 控訴人 4

(ア) 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(イ) 氏 名 〇 〇 〇 〇

(2) 上記 1 の被控訴人

ア 被控訴人 1

(ア) 所在地 彦根市元町 4 番 2 号

(イ) 名 称 彦根市

(ウ) 代表者 彦根市長 大久保 貴

イ 被控訴人 2

(ア) 所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(イ) 名 称 ○○○○○○○○

(ウ) 代表者 ○○○○○ ○ ○ ○ ○

ウ 被控訴人 3

(ア) 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○

(イ) 氏 名 ○ ○ ○ ○

### 3 事案の概要

平成 26 年 6 月 6 日午前 8 時 47 分頃、彦根市甘呂町 1333 番地地先の交差点において、亡○○○○を救急搬送するため、市道大藪金田線を北方向に走行していた彦根市の救急自動車が、湖東広域農道を西方向から当該交差点に進入した○○○○○○○○の車両と衝突する事故(以下「本件事故」という。)が発生し、平成 28 年 10 月 14 日、本件事故により精神的苦痛を受けたとして同人から損害賠償を求める訴えの提起があった。

平成 29 年 11 月 21 日、亡○○○が死亡したことに伴い控訴人らが亡○○○を相続し、平成 30 年 9 月 25 日、請求の一部を棄却する旨の判決の言渡しがあった。

同年 10 月 10 日、控訴人らから、これを一部不服として控訴があったものである。

### 4 和解の理由

裁判所からの和解勧告に従い、控訴人らが裁判所から提示された和解条項案を受諾する旨の意思表示をしたことにより、早期にこの和解を成立させ、紛争の解決を図るため

### 5 和解の内容

別紙和解条項案のとおり

和解条項案

- 1 被控訴人彦根市は、控訴人らに対し、本件事故に関する解決金として合計金 20,000 円の支払義務があることを認める。
- 2 被控訴人彦根市は、控訴人らに対し、前項の金員を平成 31 年 3 月 29 日限り、控訴人らの指定する普通預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被控訴人彦根市の負担とする。
- 3 被控訴人〇〇〇〇および被控訴人〇〇は、控訴人らに対し、本件事故に関する解決金として、連帯して金 300,000 円の支払義務があることを認める。
- 4 被控訴人〇〇〇〇および被控訴人〇〇は、控訴人らに対し、連帯して、前項の金員を平成 31 年 3 月 29 日限り、第 2 項記載の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被控訴人〇〇〇〇および被控訴人〇〇の負担とする。
- 5 控訴人らはその余の請求を放棄する。
- 6 被控訴人彦根市は第 1 項の金員を支払った場合であっても、被控訴人〇〇〇〇および被控訴人〇〇に対し、これを求償しない。
- 7 控訴人らと被控訴人らは、控訴人らと被控訴人らとの間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は第 1 審、第 2 審を通じて各自の負担とする。

報告第 4 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

平成 31 年(2019 年)3 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 3 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 31 年(2019 年)2 月 26 日

彦根市長 大久保 貴

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 47,680 円を支払う。

3 事案の概要

平成 30 年 6 月 30 日午後 0 時 5 分頃、彦根市里根町 163 番地 1 の彦根市市民交流センターにおいて、相手方が入口付近の側溝の蓋に乗った際に、当該蓋がずれて落下したことにより、相手方が負傷したもの